

西宮市学校運営協議会傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年12月11日西宮市教育委員会規則第6号）第19条に基づき、西宮市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、受付に申し出の上、傍聴受付簿（様式1）に自己の住所、名前を記入しなければならない。

- 2 傍聴の申し出は、会議の開始予定時刻の15分前までに行わなければならない。
- 3 傍聴を認められた者は、委員長の指示に従い、会場に入場するものとする。
- 4 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 議事に対して批判又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 鉢巻き、たすきその他これらに類する物を身に付ける等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前条各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条の規定に基づいて委員長に退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴について委員長の指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会がこれを定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月25日から実施する。

